

情報セキュリティ (ISEC) 研究専門委員会における SCIS 論文賞の選奨規程

情報セキュリティ (ISEC) 研究専門委員会

平成22年3月16日制定

平成31年1月22日改訂

令和 1年6月19日改訂

令和 7年6月30日改訂

情報セキュリティ (ISEC) 研究専門委員会における「SCIS 論文賞」の選定は、本規程によって行う。

- (1) 電子情報通信学会定款第4条ホ号及びヘ号に基づく電子工学および情報通信に関する学術または関連事業に関し、業績ある者の表彰または奨励を行う。
- (2) 本賞は、「SCIS 論文賞」と称する。
- (3) SCIS 論文賞を選定するため、ISEC 研究専門委員会に SCIS 論文賞選考委員会を設置する。
- (4) 委員長を1名、幹事1名、委員若干名とする。
- (5) SCIS 論文賞の受賞候補者は、ISEC 研究専門委員会主催の暗号と情報セキュリティシンポジウム(SCIS)において発表を行った若手かつ SCIS 論文賞を未受賞の講演者で、発表件数の4%程度とする。ここで若手とは主に学部在学中もしくは学部卒業後10年以内を指すが、SCIS 論文賞選考委員会に認められた場合はその限りではない。
- (6) 選定は、SCIS 参加者による投票、座長による推薦、有識者による査読に基づき、SCIS 論文賞選考委員会が行う。
- (7) SCIS 論文賞は、賞状及び賞金とする。賞金は授賞1件につき50,000円とする。

付則

本規程の改訂は、ISEC 研専委員会の承認を得るものとする。

本規程は、ISEC 研専委員会の Web で公開する。